⑦　管財人が売却対象不動産を平成27年３月末日までに売却出来なかった場合は、当該売却対象不動産は同時点において合理的な価格（合理的な価格が算出出来ない場合又は合理的な販売活動によっても売却が不可能な場合は０円）で売却されたものとみなして、本項の定めを適用する。但し、売却対象不動産にかかる更生担保権を有する更生担保権者が、同日までに代物弁済による弁済を求める旨を管財人に対して書面で通知したときは、管財人は、当該売却対象不動産のうち当該更生担保権者の有する存続する担保権の目的となる範囲の不動産を以て、代物弁済するものとし（なお、当該売却対象不動産が土地及び建物からなる場合において、土地又は建物にかかる更生担保権者の何れかから代物弁済の申出がない場合は、代物弁済の申出をした更生担保権者に対して、当該売却対象不動産を一括して代物弁済するものとする。）、代物弁済時の当該代物弁済物件の更生会社における帳簿価格を売却手取額として売却されたものとみなして、本項を適用するものとする。

⑧　売却対象不動産について、更生担保権にかかる担保権の放棄があった場合、当該放棄をした更生担保権者との関係では、担保権放棄の日に、当該売却対象不動産が売却手取額０円で売却されたものとみなして、本項を適用する。

⑨　管財人は、平成22年２月１日以降更生計画認可決定日までの間に、売却対象不動産を売却した場合は、前記②、③又は④アの定めによって計算される売却手取額に相当する金額を適切な金融機関に預金し、当該預金の払戻請求権を目的物とし、当該売却対象不動産にかかる更生担保権のうち前記②、③、④ア、又は⑥を適用したならば売却手取額から弁済を受けられることになる更生担保権又は更生債権を被担保債権とする質権を設定する。この場合の当該更生担保権又は更生債権の権利の変更及び弁済方法は、本節６⑵③の定めに従うものとする。

⑩　管財人は、別表13―１「担保権の目的物一覧表（土地）」の物件番号34及び37並びに別表13―４「担保権の目的物一覧表（未完成建物）」の物件番号２及び８の売却対象物件について、当該売却対象物件にかかる更生担保権を有する更生担保権者の全員と同意をしたときは、当該売却対象物件にかかる更生担保権については、本節３又は４に定める権利の変更及び弁済方法を適用出来るものとする。

６　預金にかかる更生担保権

⑴　確定債権

９件　2,955,764,125円　別表６－６

⑵　権利の変更及び弁済方法

①　別表６－６「更生担保権弁済計画表」記載の整理番号１、８及び９の更生担保権については、別表６－６の「弁済額」欄記載の金額を、更生計画認可決定日から１ケ月以内に一括して弁済する。

②　別表６－６「更生担保権弁済計画表」記載の整理番号２乃至７の更生担保権については、別表11―６「存続する担保権一覧表（預金）」整理番号３乃至９の「新しい債権額」欄記載の金額を、更生計画認可決定日から１ケ月以内に一括して弁済する。但し、当該預金を目的とする担保権の被担保債権である更生担保権及び更生債権についての権利の変更については、本節５⑵⑤及び⑥を準用するものとする。

③　本節３⑵④、４⑵⑥もしくは５⑵⑨の定め、又は、裁判所の許可を得て実施した担保権の変換により設定された預金を目的とする担保権の被担保債権である更生担保権又は更生債権については、前記②の定めを準用する。

７　リースにかかる更生担保権

⑴　確定債権

25件　4,762,673円　別表６－７

⑵　権利の変更及び弁済方法

別表６－７「更生担保権弁済計画表」記載の更生担保権については、別表６－７の「弁済額」欄記載の金額を、以下のとおり合計５回に均等に分割して弁済する。但し、その分割弁済が完了する前に、別表11―７「存続する担保権一覧表（リース）」の「担保権の目的物の表示」欄記載のリース契約についてのリース期間が満了した場合には、当該リース契約に基づく更生担保権については、当該リース期間満了日（更生計画認可決定日までにリース期間が満了した場合は、更生計画認可決定日から１ケ月経過した日）までに、別表11―７の「新しい債権額」欄記載の金額から既払い金額を控除した残額を、分割弁済の前倒し弁済として一括して弁済する。

第１回目　平成22年12月末日限り。
第２回目　平成23年12月末日限り。
第３回目　平成24年12月末日限り。
第４回目　平成25年12月末日限り。
第５回目　平成27年６月末日限り。

第２節　優先的更生債権の権利の変更及び弁済・納付方法

１　公租公課

⑴　届出債権

113件　637,593,259円及び額未定　別表８－１

（内訳）

ⅰ　本税等　637,590,259円

ⅱ　更生手続開始決定日の前日までの延滞金等　3,000円及び額未定

ⅲ　更生手続開始決定日から１年を経過する日までの延滞金等　額未定

ⅳ　更生手続開始決定日から１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等　額未定

ⅴ　更生計画認可決定日以降完納に至るまでの延滞金等　額未定

⑵　権利の変更及び納付方法

①　別表８－１「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載の債権のうち、更生手続開始決定日の前日までの延滞金等（上記ⅱの債権）及び更生手続開始決定日から１年を経過して更生計画の認可決定があった場合は、当該経過日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等（上記ⅳの債権）については徴収権限を有する者の同意を得られた場合、更生計画認可決定時にその全額の免除を受ける。

②　別表８－１「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載の債権のうち、更生手続開始決定日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があるときは、その更生計画認可決定日）までの延滞金等（上記ⅲの債権）及び更生計画認可決定日以降完納に至るまでの延滞金等（上記ⅴの債権）については徴収権者の意見を聴いた上で、更生計画認可決定時にその全額の免除を受ける。

③　別表８－１「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載の債権のうち、上記①及び②による免除後の債権の全額を、平成22年12月末日限り、一括して納付する。

２　労働債権

⑴　確定債権

２件　1,372,755円　別表８－２

⑵　権利の変更及び弁済方法

別表８－２「優先的更生債権弁済計画表（労働債権）」記載の債権は、別表８－２の「弁済額」欄記載の金額を、平成22年12月末日限り、一括して弁済する。